

経営事項審査の制度改正（令和5年1月改正）による 再審査申立ての取扱いについて（三重県知事許可業者）

令和5年1月1日から経営事項審査の制度改正がなされたことに伴う、再審査申立ての取扱いは以下のとおりです。

制度改正前の審査基準に基づく審査の結果の通知を受けている建設業者は、施行日（令和5年1月1日）から120日以内に限り、新たな審査基準を適用した再審査を申立てることができます。再審査申立ての取扱いは以下のとおりです。

1 改正内容（詳細は国土交通省資料「経営事項審査の主な改正事項（令和5年1月1日・一部令和4年8月15日改正）」を参照）※

- ・ W1-9 ワーク・ライフ・バランス（WLB）に関する取組の審査基準及び評点
- ・ W7 建設機械の保有状況の改正
- ・ W8 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の有無の改正

※今回の再審査対象は令和5年1月1日以降の申請に係る箇所のみです。

2 再審査の受審義務について

今回の改正において、再審査の受審は基本的に任意です。入札参加資格申請をしている国、県、市町等の各発注機関の取扱いについては、各発注機関へご確認ください。

※発注機関が再審査の受審を義務付けている場合でも、発注機関の格付け対象期間、新旧基準の取扱い、各企業の決算時期、経審の受審時期（結果通知の時期）等により、個々の企業で再審査の要否は異なります。入札参加資格申請先のいずれかで、再審査の結果が必要となる場合は再審査の申立を行ってください。

3 再審査の申立てができる経営事項審査の結果

再審査の申立ては、施行日（令和5年1月1日）から120日以内に限られるため、申立期間は、令和5年4月28日（金）までとなります。

再審査申立時において、制度改正前の基準により通知された直近の経営事項審査の結果で、有効期限内（審査基準日から1年7ヶ月以内）にあるものは、再審査を申立てることができます。ただし、制度改正後の令和5年1月1日以降に経営事項審査を受審する申請者においては、新たな審査基準で審査を受けることができるため、その結果について再審査を申立てることはできません。

なお、再審査の申立てにより経営事項審査の有効期限が延長されるものではありません。

4 再審査の申立てをした場合の旧基準結果の取扱い

旧基準により既に通知した結果通知書は回収しません。なお、インターネット公表される結果については、再審査の結果に置き換えられます。

5 再審査の申立方法

申立期限：令和5年4月28日（金）必着

提出方法：提出書類及び添付書類を提出先まで郵送又は持参ください。

（持参の場合は、書類をいったんお預かりし、後日の審査となります。）

提出先：〒514-8570 津市広明町13番地

県土整備部建設業課 電話 059-224-2660

※郵送の場合は、「経営事項審査再申請」と朱書してください。

提出部数：2部（正・副）及び確認資料1部

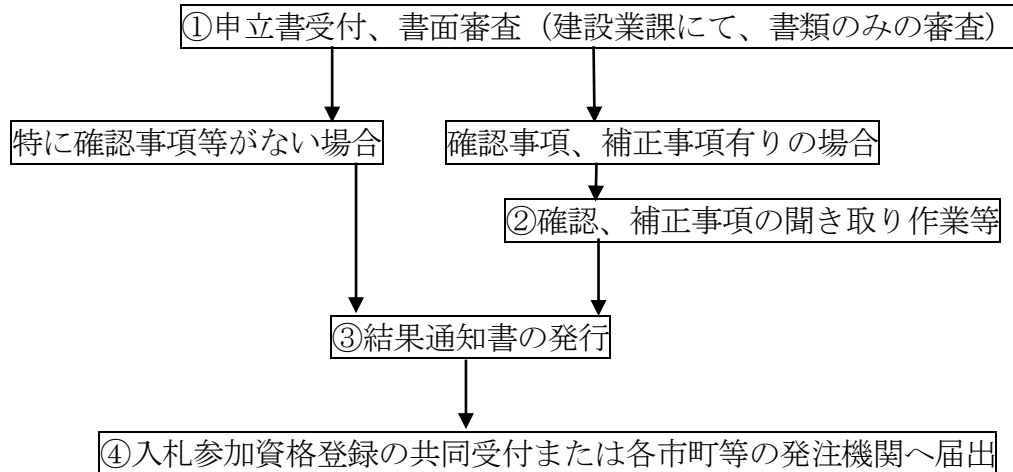
副本は受付後控えとして返却しますが、確認資料は返却しないため、写しを

提出してください。

※控えは後日、内容等についてお聞きすることもございますので、大切に保管しておいてください。

審査手数料：無料

6 手続きの流れ



スケジュール

① 申請書受付、書面審査	1月受付	2月受付	3月受付	4月受付
② 補正作業	2月中旬	3月中旬	4月中旬	5月中旬
③ 結果通知日	2月28日	3月31日	4月28日	5月31日

※ 処理は月次単位で行います。

※ 結果通知書は、受付月の翌月末日に発送します。補正がある場合、結果通知が遅れる場合があります。

※ 受付数などにより、スケジュールが前後する場合があります。

※ 記載事項に不備がある場合や添付書類の確認が必要な場合は、別途電話による聞き取り等を実施しますので、ご協力をお願いします。

7 再審査申立ての提出書類（①～④）

経営事項審査再審査申立書 チェックリスト（令和5年1月改正用）に記載の書類

①申立書類 2部（正・副）

②添付書類 2部（正・副）

③確認書類 1部（写し）

④経営事項審査再審査申立書 チェックリスト（令和5年1月改正用）

※ 書類は、全て提出となります。

※ 必ず『経営事項審査申請の手引き（令和5年1月版）』をよく読み、再審査を申し立てる項目において必要な提出書類及び確認書類がある場合は過不足なく添付してください。

※ 「再審査対象となる」をわかりやすいように「前回」と表現しております。

※ 電子申請には対応しておりませんので、書類は印刷して提出してください。

8 再審査申立書記入にかかる留意事項

P 4以降の記載例を参考にして作成してください。

下記以外の様式については、前回の申請と全く同じ内容で作成してください。なお、前回と同内容の様式に係る提出書類及び確認書類は添付不要です。

- (1) 申立書 経営規模等評価再審査申立書 総合評定値請求書
 - a 項番05 「4」と記入してください。
 - b 前回の申請書から審査対象業種を変更することはできません。
 - c P 5の下段の枠内には以下のとおり記入してください。
「審査結果の通知番号」→前回の結果通知書の真ん中「行政庁記入欄」の番号「XX-XXXXXX」を転記
「審査結果の通知の年月日」→前回の結果通知書の右上 結果通知書の通知日を転記
「再審査を求める事項」→「令和5年1月1日施行の改正に係る事項」と記入
「再審査を求める理由」→「制度改正のため」と記入
 - d 項番17 前回の申請において選択した、自己資本額における基準決算と2期平均の区分変更することはできません。
- (2) 別紙一 工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高（前回の書類の写しでも可）
 - a 前回の申請において選択した、年間平均完成工事高における2年平均と3年平均の区分を変更することはできません。
 - b 前回の申請と全く同じになります。
- (3) 別紙二 技術職員名簿（前回の書類の写しでも可）

前回の申請と全く同じになります。
- (4) 別紙三 その他の審査項目（社会性等）
 - a 令和5年1月1日以降申請用の**新様式**を使用してください。様式は三重県ホームページ「建設業のための広場」の経営事項審査関係書類一覧に掲載しています。
 - b 制度改正を反映した内容を記載のうえ提出してください。
- (5) 別添様式 建設機械の保有状況一覧表
 - a 建設機械の保有状況に関し再審査を申し立てる場合に提出してください。
 - b 令和5年1月1日以降申請用の**新様式**（記載要領を改訂）を使用してください。様式は三重県ホームページ「建設業のための広場」の経営事項審査関係書類一覧に掲載しています。
 - c 制度改正を反映した内容を記載のうえ提出してください。
 - d 該当する建設機械の提出書類についても、経営事項審査申請の手引（特にP.11、P.17注11～P.18注15、P.50～51、P.57～P.58）を参照のうえ添付してください。
※特に自動車検査証については、審査基準日（申請日ではない）が車検満了日から遡って1年以内のものであることが必須です。その他の条件についても、上記の手引の該当ページを必ずご覧ください。
- (6) 各項番の個別的事項
 - 項番02～04 前回と同じ
 - 項番05 「4」を記入
 - 項番06～20 前回と同じ
 - 項番31～34 前回と同じ
 - 項番81～82 前回と同じ
 - 項番41～67 改正項目を反映して記載

9. 再審査申立書の記入例

○再審査申立業者

三重県組（株）

審査基準日：令和4年8月30日

許可業種：土木一式、とび土、管、舗装

【申請例】

三重県組（株）は、令和4年11月18日に経審を受審しました（審査基準日：令和4年8月30日）。受審業種は、「土木一式」、「とび土」、「管」、「舗装」、の4業種です。結果通知書は、令和5年1月20日に送付されました。

このたび、令和5年2月2日に再審査の申立てを行います。

この場合の記入例は以下のページをご参照ください。

再審査記入例

様式第二十五号の十四 (第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係)

(用紙A4)
2 0 0 0 1

今回申請及び請求しない項目を消す

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

代理申請の場合のみ記載。申請代理人となる行政書士の記名及び職印の押印の他、申請者の委任状が必要。

令和 5年 2月 2日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

三重県津市広明町×番地
行政書士 行政 太郎
申請代理人 職印

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
三重県知事 殿

三重大津市桜橋3丁目446-34
三重大組株式会社
代表取締役 三重大 花子
申請者

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード整理番号
申請年月日		令和 0 年 0 月 0 日	0 - 0 0 0 0 0 0 0 0
申請時 の 許可 番号	0 2	大臣 知事 コード 2 4 国土交通大臣 三重県知事 許可 (般 特) 0 2 第 0 0 0 1 2 3 号 令和 0 2 年 1 1 月 2 0 日	許可年月日
前 許 番号	0 3	大臣 知事 コード 3 国土交通大臣 三重県知事 許可 (般 特) 第 0 0 0 0 0 0 号 平成 0 0 年 0 0 月 0 0 日	許可年月日
審査 基準 日	0 4	令和 0 4 年 0 8 月 3 0 日	
申請 等 の 区 分	0 5	4	必ず「4」を記入
処 理 の 区 分	0 6	0 0 0 0 0 0 0 0 資本金額又は出資総額 法人番号	
法 人 又 は 個 人 の 別	0 7	1 (1. 法人) 0 0 0 0 0 4 0 0 0 0 (千円) 5 0 0 0 0 2 0 2 4 0 0 0 1	
商 号 又 は 名 称 の フリガナ	0 8	ミ エ ケ ン グ ミ 前回の申請と同じ変更できません。	
商 号 又 は 名 称	0 9	三 重 県 組 (株)	
代 表 者 又 は 個 人 の 氏 名 の フリガナ	1 0	ミ エ ケ ン ハ ナ コ	
代 表 者 又 は 個 人 の 氏 名	1 1	三 重 県 花 子	
主 たる 営 業 所 の 所 在 地 市 区 町 村 コ ー ド	1 2	2 4 2 0 1	
主 たる 営 業 所 の 所 在 地	1 3	桜 橋 3 - 4 4 6 - 3 4	
郵 便 番 号	1 4	5 1 4 - 0 0 0 6 電 話 番 号 0 5 9 - 2 2 4 - 2 6 6 0	
許 可 を 受 け て い る 業 種	1 5	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 (1. 一般) (2. 特定)	
経 営 規 模 等 評 価 等 対 象 建 設 業	1 6	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	

項番 3 5 10 13

自己資本額 [1][7][][][][4][0][9][8][1] (千円) 2 (1. 基準決算) (千円)

利益額 (2期平均) [1][8][][][][1][6][8][4][0] (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

基準決算	[][][][][][3][5][4][2][6] (千円)
直前の審査基準日	[][][][][][4][6][5][3][7] (千円)

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
営業利益 [][][][][][1][0][4][9][3] (千円)	営業利益 [][][][][][1][2][1][0][7] (千円)
減価償却実施額 [][][][][][5][0][][][9] (千円)	減価償却実施額 [][][][][][][][][][6][2] (千円)

前回の申請と同じ変更できません。

技術職員数 [1][9][][][][][][][5] (人)

登録経営状況分析機関番号 [2][0][][][][9][9][9][9][9] 経営状況分析を受けた機関の名称 ○○○○分析センター

前回の申請と同じ変更できません。

忘れずに必ず記入してください。

工事種別別完成工事高、工事種別元請完成工事高については別紙一による
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

再審査の対象となる経営事項審査結果通知書の真ん中「行政庁記入欄」にあるコードを転記

再審査の対象となる経営事項審査結果通知書の右上の通知日を転記

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 XX-XXXXX 号	令和5年 1月 20日
再審査を求める事項	再審査を求める理由
令和5年1月1日施行の改正に係る事項	制度改正のため
「令和5年1月1日施行の改正に係る事項」と記入	「制度改正のため」と記入

連絡先

所属等 総務課 氏名 鈴鹿 白子 電話番号 059-224-2660

ファックス番号 059-224-3290

工事種別別完成工事高
工事種別別元請完成工事高

申請者 三重県組(株)

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 項番 3 1 自 0 2 年 0 9 月 至 0 3 年 0 8 月 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 年 月～ 年 月 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 年 月～ 年 月		審査対象事業年度 計算基準の区分 自 0 3 年 0 9 月 至 0 4 年 0 8 月 1 (1.2年平均) 2 (2.3年平均)		
業種コード	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
3 2 0 1 0	5 0 0 0 0	3 0 0 0 0	6 0 0 0 0	3 0 0 0 0
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
土木一式工				
3 2 0 5				4 0 0 0 0
工事の種類				
とび・土工 コンクリート工				
3 2 0 9 0	2 0 0 0 0	2 0 0 0 0	2 0 0 0 0	2 0 0 0 0
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
管工事				
3 2 1 3 0	3 0 0 0 0	2 0 0 0 0	4 0 0 0 0	3 0 0 0 0
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
舗装工事				
3 3				
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
その他工事				
3 4 合計	1 5 0 0 0	9 0 0 0 0	1 7 0 0 0	1 2 0 0 0
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)				

「別紙一」については、前回申請時点のものを変更することはできませんので、そのまま転記していただくか、コピーを付けてください。

技術職員名簿

申請者 三重県組(株)

頁数 項番 8 1 0 0 1 頁

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分	資格分	講習受講	業種コード	有資格区分	資格分	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1		三重県 次郎	昭和25年8月19日	89	0	1	5	0	0	1	0	0	00011234567	6
2		三重県 三郎											01011357924	
3		三重県 四郎												
4		三重県 花子												
5	○	松阪 一郎												
6					8	2								
7					8	2								
8					8	2								
9					8	2								
10					8	2								
11					8	2								
12					8	2								
13					8	2								
14					8	2								
15					8	2								
16					8	2								
17					8	2								
18					8	2								
19					6	2								
20					8	2								
21					8	2								
22					8	2								
23					8	2								
24					8	2								
25					6	2								
26					8	2								
27					8	2								
28					8	2								
29					6	2								
30					8	2								

「別紙二」については、前回申請時点のものを変更することはできませんので、そのまま転記していただくか、コピーを付けてください。

その他の審査項目 (社会性等)

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

雇用保険加入の有無 4 1 1 [1.有、2.無、3.適用除外]

健康保険加入の有無 4 2 1 [1.有、2.無、3.適用除外]

厚生年金保険加入の有無 4 3 1 [1.有、2.無、3.適用除外]

建設業退職金共済制度加入の有無 4 4 1 [1.有、2.無]

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 4 5 1 [1.有、2.無]

法定外労働災害補償制度加入の有無 4 6 1 [1.有、2.無]

若年技術職員の継続的な育成及び確保 4 7 1 [1.該当、2.非該当]

技術職員数 (A)	若年技術職員数 (B)	若年技術職員の割合 (B/A)
14 (人)	3 (人)	21.4 (%)

新規若年技術職員の育成及び確保 4 8 1 [1.該当、2.非該当]

新規若年技術職員数 (C)	新規若年技術職員の割合 (C/A)
1 (人)	7.1 (%)

CPD単位取得数 4 9 0 0 0 0 4 6 (単位) 技術者数 0 0 0 0 1 8 (人)

技能レベル向上者数 5 0 0 0 0 0 1 (人) 技能者数 0 0 0 0 5 (人) 控除対象者数 0 0 0 0 1 (人)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況 5 1 1 [1.えるぼし認定 (1段階目)、2.えるぼし認定 (2段階目)、3.えるぼし認定 (3段階目)、4.プラチナえるぼし認定、5.非該当]

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況 5 2 1 [1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当]

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況 5 3 1 [1.ユースエール認定、2.非該当]

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 5 4 3 [1.必ず「3.非該当」を記入、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当]

建設業の営業継続の状況

営業年数 5 5 3 9 (年)

初めて許可 (登録) を受けた年月日	休業等期間	備考 (組織変更等)
昭和 57 年 4 月 1 日	年 月	平成2年4月1日法人成

民事再生法又は会社更生法の適用の有無 5 6 2 [1.有、2.無]

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続最終決定日
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無 5 7 2 [1.有、2.無]

法令遵守の状況

営業停止処分の有無 5 8 2 [1.有、2.無]

指示処分の有無 5 9 2 [1.有、2.無]

建設業の経理の状況

監査の受審状況 6 0 4 [1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]

公認会計士等の数 6 1 0 0 0 (人)

二級登録経理試験合格者数の数 6 2 0 0 0 1 (人)

研究開発の状況

研究開発費 (2期平均) 6 3 0 0 0 0 0 (千円)

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
0 (千円)	0 (千円)

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数 6 4 7

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証

エコアクション21の認証の有無 6 5 1 [1.有、2.無]

ISO9001の登録の有無 6 6 1 [1.有、2.無]

ISO14001の登録の有無 6 7 1 [1.有、2.無]

前回の申請と同じ。変更できません。

※一部項番が旧様式から変更となっていますのでご注意ください。
(旧項番) (新項番)
59 → 47
60 → 48
61 → 49
62 → 50

今回の制度改正を反映して記入

必ず「3.非該当」を記入

前回の申請と同じ。変更できません。

※項番が旧様式から変更となっていますのでご注意ください。
(旧項番) (新項番)
47~55→55~63

今回の改正を反映して記入。審査基準日において、自ら所有又はリース契約(審査基準日から将来に渡って1年7ヶ月以上の使用期限のあるもの)しているショベル系掘削機(ショベル、バックホウ、ドラグライン、グラブシェン、クレーン又はバイルドライバのアダッチメントを有するもの)、フルード(自重が3トン以上のもの)、トラクターショベル(バケット容量が0.4立法メートル以上のもの)及びモーターグレーダー(自重が5トン以上のもの)、土敷等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証の事体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトラ」又は「ダンプセミトラ」と記載されているもの、移動式クレーン(つり上げ荷重3トン以上のもの)、高所作業車(作業床の高さが2メートル以上のもの)、締め用機械、解体用機械の合計台数を記入。また、該当する建設機械が無い場合は、「0」を記入。

今回の改正を反映して記入。審査基準日において、一般財団法人持続性推進機構によってエコアクション21の認証を受けている場合は「1」を記入。

前回の申請と同じ。変更できません。
※項番が旧様式から変更となっていますのでご注意ください。
(旧項番) (新項番)
57、58→66、67

建設機械の保有状況一覧表

No.	確認対象	対象機械名称	種別または規格	メーカー	型式/製造番号	保有の状況 (自社所有・リースの別)	契約期間 (リース契約の場合のみ)	検査実施年月日 又は検査有効期限
①	○	ショベル系掘削機	バックホウ	日立建機	ZX40U-2/1234	自社所有・リース	年月日～年月日	令和4年7月20日
②	○	ブルドーザー	3. 89トン	コマツ	D20A-8/5678	自社所有・リース	平成31年4月1日～令和6年3月31日	令和4年9月10日
③	○	トラクタージョヤベル	1. 3立方メートル	令和5年1月申請分より、ダンブ車の「種別または規格」欄には、自動車検査証の用途欄に記載されている内容を記入してください。	91011	自社所有・リース	年月日～年月日	令和4年8月5日
④	○	モーターグレーダー	24. 21トン		1213	自社所有・リース	年月日～年月日	令和4年11月25日
⑤	○	ダンブ車	貨物	三菱ふそう	QKG-FV50VX/1415	自社所有・リース	リース契約にあっては、審査基準日から将来に渡って1年7ヶ月以上の契約期間を有すること。	令和4年9月15日
⑥	○	高所作業車	9. 9メートル	タダノ	AT-100S/1234	自社所有・リース	年月日～年月日	令和4年6月15日
⑦	○	移動式クレーン	80トン	加藤製作所	KA-900/1819	自社所有・リース	年月日～年月日	新
⑧	○					自社所有・リース	年月日～年月日	
⑨	○					令和5年1月申請分より、ダンブ車については、土砂等を運搬する貨物自動車である自動車検査証の車体の形状の欄に「ダンブ」、「ダンブフルトレーラ」又は「ダンブセミトレーラ」と記載されているものであれば可となりまし。なお、自動車検査証に「土砂禁」と記載があるなど、土砂等を運搬する貨物自動車でない場合は不可となります。	年月日～年月日	記載要領5の①～④及び⑦～⑨については、審査年月日が審査基準日より前1年以内のもの、⑤及び⑥については、審査基準日の有効期限内のもの。新車の場合は「新」を記載すること。
⑩	○					自社所有・リース	年月日～年月日	
13						自社所有・リース	年月日～年月日	
14						自社所有・リース	年月日～年月日	
15						自社所有・リース	年月日～年月日	

商号又は名称、代表者名を記載。

審査基準日以降の日を記載。

令和5年1月30日

上記のとおり、審査基準日において、経営事項審査で評価対象とされている建設機械を保有しています。

申請者
三重県組株式会社
代表取締役 三重県 花子

経営事項審査再審査申立書 チェックリスト(令和5年1月改正施行用)

※ 再審査申立ての際に、チェックのうえ、提出書類に添えて、ご提出ください。

再審査申立日	令和 年 月 日
許可番号	24-
商号又は名称	
代表者名	
審査基準日	令和 年 月 日

	チェック	No.	書類名称	摘要
申立書類 (2部提出)	<input type="checkbox"/>	1	経営規模等評価再審査申立書及び総合評定値請求書	記入例を参考に作成
	<input type="checkbox"/>		工事種類別完成工事高／工事種類別元請完成工事高(別紙一)	前回のコピーでも可
	<input type="checkbox"/>		技術職員名簿(別紙二)	前回のコピーでも可
	<input type="checkbox"/>		その他の審査項目(社会性等)(別紙三)	改正項目を反映して作成(新様式を使用)
	<input type="checkbox"/>		「女性活躍推進法に基づく認定」、「次世代法に基づく認定」及び「若者雇用促進法に基づく認定」のうち該当する認定を取得していることを証する書面(「基準適合事業主認定通知書」「基準適合一般事業主認定通知書」等)の写し	該当する場合、最も配点の高い認定のみ、審査基準日時点で有効な認定証の写しを提出
	<input type="checkbox"/>		建設機械の保有状況一覧表	該当する場合、改正項目を反映して作成
	<input type="checkbox"/>		①建設機械の売買契約書等の写し ②建設機械のリース契約書の写し ③特定自主検査記録表、自動車検査証又は移動式クレーン検査証の写し	該当する場合、①～③は、新規掲載分のみ提出。継続の場合は確認資料として提示。
	<input type="checkbox"/>		「エコアクション21」の認証を受けていることを証する書面の写し	該当する場合は審査基準日時点で有効な認定証の写しを提出
添付書類 (2部提出)	<input type="checkbox"/>	2	前回の経営事項審査結果通知書の写し	紛失した場合は、CIICのホームページから出力したもので可
	<input type="checkbox"/>	3	前回の経営事項審査申請書(申請者控え)の写し	
	<input type="checkbox"/>	4	前回の経営状況分析結果通知書の写し	
	<input type="checkbox"/>	他	委任状(行政書士による代理申請の場合)	
連絡事項 (県記入欄)				